

〔薩戒記〕應永三十二年正月一日壬申、三條右大臣直衣參進、褰御簾、上皇御烏帽子直南面御著座、○略內藏頭教豐朝臣闕服不持參白散也、他人陪膳之時、先菓子也、此右府陪膳之時、每度先白散獻之時、上薦被讓、盃於下薦事及再三、今日各不受之返上、此事同官人可受、讓他官雖被讓不可受之歟云々、

停御藥

〔園太曆〕貞和二年正月一日辛巳、東大寺八幡宮神輿未歸座之間、院拜禮小朝拜等被止之、○中禁裏坊中等御藥儀如例歟、仙洞御藥不及簾中出御、元應嘉曆後伏見院御所爲如此云々、但彼度も非御世務可有儀歟之由、窮冬申入畢、然而猶被止也、

〔康富記〕寶徳二年正月一日丙午、院御藥無之、近例也、

〔宣胤卿記〕文明十二年正月二日癸未、無淵醉、子細注元日、御藥停止、子細同前、

○按ズルニ、御藥停止ノ由縁ハ、醉淵篇ヲ參看スベシ、

私家服藥酒

〔禮容筆粹七〕屠蘇酒之事

正月朔日に三酒を奉るべき事、屠蘇白散度障散是也、屠蘇をば紅の袋に入、晦日の暮亥の刻より、井の水一尺程上にく、りさげ、元朝寅刻に取あげ、柳の枝にゆひつけ酒の中へ入、柳を長柄に持添て御酌に參るべし、三ツ盃を公卿にする、上の盃一ツにて三獻のむ也、座中の少年より始むべし、二獻目は白散、別の御銚子にて參らすべし、白散を盃の中へかきたて、まゐらすべし、三獻目は度障散是も別の御銚子にて可參候銚子の中へ入、かきたて、可參也、かくのごときのは銚子をつ、み申さぬもの也、是則祝儀の禮儀也、何れも三獻づ、合て九獻也、

〔幕朝年中行事歌合上〕一番略○中 右 屠蘇白散

延といふ千世の藥の豊みきを君にさ、げて祝ふけふかな○中

屠蘇白散と申は、新玉の春のあした大御酒にくはへて奉れば、萬の惡氣をさくるとて、古より